

業務指示書

ケニア国道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年3月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年3月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画、設計、施工監理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/道路維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路建設・維持管理にかかる各種業務に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ケニア及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路補修技術/積算】

- 1) 類似業務の経験：道路建設及び積算に係る各種業務に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ケニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年3月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
(1) 現地再委託：道路種別道路状況調査、公共工事实態調査
(2) セミナー及びTOTに係る資料・材料等にかかる経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.202 円 , US\$1 = 102.200 円 , EUR1 = 139.84 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路維持管理計画
道路補修技術/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	14.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路維持管理計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	14.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路補修技術/積算	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ケニアでは、輸送手段のうち道路交通が90%以上を占めており、道路網の整備・改善はケニアの経済成長にとって重要な開発課題である。同国の舗装道路の延長距離11,600km(2006年)のうち良好な状態に保たれている道路は40%にとどまっている。道路状況の悪化は輸送時間とコストの増大をもたらし、経済成長の大きな妨げとなっている。更に、交通事故による死者数も年間3000人を越えるなど道路状況の改善が急務となっている。

ケニアにおける道路行政は、運輸交通インフラ省が政策立案等の役割を担い、幹線道路、都市内道路、農村道路、国立公園内道路等の道路種類別に異なる政府の道路管理機関が道路の建設及び維持管理業務を行う体制にある。

道路維持管理業務については、小規模な補修ならばこれまでケニア政府機関が直営で行っていたが、現在は民間業者への外部委託化が進められており、昨年度からは、性能規定型契約(Performance Based Contract)が試行的に導入されるなど、より民活に重心を置いた契約方式の導入が図られている。しかしながら、外部委託業務に係る発注者である道路管理団体の監理能力は十分ではなく、予算計画・業務計画の未策定、業者調達や維持管理業務そのものの遅延、品質の不均一等の問題が頻発している。

こうした状況を受けてJICAは、2010年5月から3年間、「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト」(以下「フェーズ1」という)を実施した。プロジェクトでは単価調査、歩掛作成等を支援するとともに、維持管理業務の年間契約化及び性能規定型契約の標準入札図書作成や施工パフォーマンス評価導入による業者選定プロセス改善等を支援した。また、道路平坦性(International Roughness Index、以下「IRI」という)の簡易な測定器として本邦の大学が開発したVehicle Intelligent Management System、以下「VIMS」という)の導入を支援し、ケニア政府は自国予算でVIMSを購入するに至った。

しかしながら、道路維持管理業務への性能規定型契約導入がまだ試行段階にあること等から、フェーズ1で作成した標準入札図書やマニュアル類を活用して、性能規定型契約の本格導入に際して必要な先方実施機関等の更なる能力向上を図ることを目的として、JICAは2013年11月から2015年10月の2年間の予定で「道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクトフェーズ2(以下「フェーズ2」という)」を開始した。プロジェクトの実施体制は、2013年11月から2年間の任期で派遣中のチーフアドバイザー及び業務調整員/公共調達・契約監理の長期専門家2名に加え、本業務を受託するコンサルタントチームから構成される。本業務は、フェーズ1の活動成果を踏まえ、長期専門家2名と協力しつつ、ケニア政府の道路管理団体における道路維持管理外部委託化に係る能力強化を図るものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ケニア国内の既存道路網が適切な状態で維持される。

(2) プロジェクト目標

道路維持管理の外部委託化に関する実施機関の調達・契約監理能力が強化

される。

(3) 成果

成果 1.道路維持管理の外部委託業務に係る調達・契約制度が改善される。

成果 2.路面性状等が定期的に把握され、これをベースに道路維持管理計画が立案される。

成果 3.上記取り組みが、実施機関、請負業者、他政府機関等の関係者間で共有される。

(4) 活動

成果 1.道路維持管理の外部委託業務に係る調達・契約制度が改善される。

(性能規定型契約に係る事項)

1-1 フェーズ1より先方政府により実施されている性能規定型契約にかかるパイロットプロジェクトの実施状況をモニタリングし、改善結果を評価し、課題を抽出する。

1-2 性能規定型契約における道路維持管理レベルの設定を行う。

1-3 舗装、未舗装、インターロッキング道路等の道路種別に維持管理・補修方法等の提案を行うとともに、横断歩道、レーンマーク等による安全対策、渋滞緩和方策を検討する。

(公共発注制度に係る事項)

1-4 フェーズ1で構築された工事監理・契約評価システムのカウンターパート組織における維持管理及び建設工事契約への適用状況をモニタリング・評価し、必要に応じ改善を支援する。

1-5 公共工事発注制度（主に入札制度）における課題を抽出し、改善を支援する。

1-6 1-4、1-5の成果を基に、工事監理・契約評価マニュアルを適宜更新する。

1-7 フェーズ1で構築された契約評価結果の共通データベースシステムへのデータ蓄積を支援する。

1-8 1-7で蓄積されたデータの入札評価への活用方針を作成し、標準入札図書を適宜更新する。

(公共積算に係る事項)

1-9 フェーズ1で作成された道路維持管理の積算マニュアルの、カウンターパート組織における予算計画立案及び発注者が示す入札標準価格（Engineer's Estimate）算出への適用状況をモニタリング、評価し、活用における課題を抽出する。

1-10 公共工事实態調査を実施し、その結果を集計、分析すると共に国家統計局（KNBS）での実施を支援する。

1-11 1-10で得られたデータを基に「施工パッケージ型積算基準（案）」を作成し、性能規定型発注への適用を支援する。

(共通)

1-12 上記取り組みを定着させるため Joint Coordination Committee (JCC), Inter Agency Technical Team (ITT), National Working Group (NWG)を適宜開催し、各種提言を行う。

成果 2.路面性状等が定期的に把握され、これをベースに道路維持管理計画が立案される。

2-1 フェーズ 1 で導入支援した VIMS の年次道路性状調査への適用状況をモニタリング、評価し、活用の際の課題を抽出する。

2-2 VIMS 技術者を育成するため、VIMS 機器メンテナンス方法及び VIMS を用いた IRI 測定方法の実技指導を行い、VIMS 技術者の認定制度を構築し、その認定支援を行う。

2-3 道路管理者において測定された VIMS 測定結果を用い、性能規定型契約において目標とするべき、IRI 管理レベルの設定を行う。

2-4 交通インフラ省所管の道路管理者が管理する道路の年間必要維持管理費用の試算を行い、ライフサイクルコストを考慮した長期的維持管理の視点から、予算配分の最適化に向けた提言を行う。

成果 3.上記取り組みが、実施機関、請負業者、他政府機関等の関係者間で共有される。

3-1 成果 1.及び成果 2.の実効性を高めるため、国立道路・建築技術校 (Kenyan Institute of Highways and Building Technology) と協力し、必要に応じて適宜セミナーや OJT、講師向け研修を実施する。

3-2 上記取り組みを推進するために、国立建設機構 (National Construction Authority) との協力体制を確立する。

(4) 対象地域

ケニア全土

(5) 実施機関

ア 監督省庁： 交通インフラ省 (MoTI)

イ 実施機関： 国道公社 (Kenya National Highway Authority, KeNHA)、都市道路公社 (Kenya Urban Road Authority: KURA)、地方道路公社 (Kenya Rural Road Authority: KeRRA)、野生生物公社 (Kenya Wildlife Service: KWS)

ウ 関係機関： 道路基金 (Kenya Road Board: KBR)、国立道路・建築技術校 (Kenya Institute of Highways and Building Technologies: KIHBT)、国立建設機構 (National Construction Authority: NCA)

(6) 協力期間

2013 年 11 月～2015 年 10 月 (2 年間)

3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、JICA より派遣している長期専門家と協力しつつ、業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA がケニア関係者と署名交換した 2010 年 1 月 13 日付の Record of Discussion(R/D)及び 2013 年 8 月 2 日付の協力期間延長に係る Minute of

Discussion に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本コンサルタントの担当業務及びプロジェクトの実施体制

本コンサルタントは、上記成果 1、2 及び 3 に係る活動のうち、1-2、1-3、1-5、1-6、1-8、1-10、1-11、2-2、2-3、2-4、3-1 について担当する。上記以外は、JICA が別途派遣中の長期専門家が中心となる活動であるが、必要に応じコンサルタントは当該活動を支援する。

6. 業務の内容 (8) ~ (11) は公共発注制度にかかる事項であり、長期専門家からのインプットも得つつ、適宜協力しながら活動する性質のものである点に留意すること。

プロジェクト全体の管理は長期専門家が実施し、プロジェクト全体のワークプラン及び報告書については長期専門家が取りまとめて作成する。本コンサルタントは、長期専門家と連携・協調し、業務を実施し、担当業務に関する内容についてワークプラン及び報告書を作成するとともに、長期専門家の報告書と取りまとめ及び作成を支援する。

(2) セミナー及び講師トレーニング (Training of Teachers、以下「TOT」という)

本業務ではセミナー及び TOT の実施が含まれるが、場所、開催頻度、内容等の実施面に係る詳細については、現段階では未定であり、6. 業務の内容で示す回数及び期間は調査工程案及び団員アサイン案作成上の目安である。実施段階中で、複数の項目を集約して実施する可能性もあるが、アサイン案作成にあたってはそれぞれが独立して実施されるとの想定で作成すること。また、セミナーに係る会場等は長期専門家側が各関係機関と調整し、直営ベースで費用負担をする予定であり、見積もりには会場借り上げ費等は計上する必要はない。現段階で想定しうるセミナー及び TOT で必要な資料・材料等があれば別見積もりにて提案すること。

(3) プロジェクトの終了時評価

JICA は、2015 年 6 月頃に終了時評価調査を予定している。同調査の実施に際しては、本コンサルタントは、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、終了時評価調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。

(1) ワーク・プラン案の作成・協議

コンサルタントは、本プロジェクトにかかる関連報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン原案 (英文) に取りまとめる。同プラン (原案) を基に、長期専門家及び交通インフラ省、JICA 等の関係者と協議、意

見交換した上で、ワーク・プランとして取り纏め、合意する。

【性能規定型契約に係る事項】

(2) 性能規定型契約における道路維持管理レベルの設定

道路維持管理に係る性能規定型契約において規定されるべき性能指標及びその管理水準（レベル）設定を以下業務を通じて実施する。

- ア 性能指標を設定するために必要な情報を得ることを目的としてケニア国内の各種道路（舗装、未舗装、インターロッキング道路等の道路種別）の状況を調査する（現地再委託可）。なお、全国道路網を対象とした悉皆的な調査は実施しない。
- イ ケニア政府による既往及び実施中の性能規定型契約パイロットプロジェクトをレビューし、当該経験から得られる課題を抽出する。また、各種道路状況に応じて、性能規定型契約の委託先等の能力等に鑑み運用可能でかつ必要な管理項目及び管理レベル案を提案する。
- ウ VIMS により得られた IRI データを性能規定型契約の管理項目として活用する可能性を検討するとともに、その前提条件を抽出する。
- エ 性能規定型契約において受注者が準拠すべき道路メンテナンス・マニュアルを既存のものを改訂した上で作成する。
- オ フェーズ1で作成した契約監理及び契約評価マニュアルを改訂して性能規定型契約にかかる契約監理及び契約評価マニュアルを作成する。

(3) ケニアで入手可能な材料を用いた各種道路の維持管理・補修方法等の提案

ケニア国内での機材・設備や労務費等の状況を考慮し、現地で容易に入手可能な資機材、労働力等を用いた道路維持管理・補修方法を提案する。道路の種類は、アスファルト舗装道路、簡易舗装（DBST）、インターロッキング舗装道路、未舗装道路等を含むこととし、補修内容についても本補修及び緊急（暫定）補修に分けて検討する。さらに交通渋滞の緩和、交通安全に寄与する道路構造の簡単な変更案を提案する。

(4) 上記（2）（3）に係るセミナー及び TOT(Training of Trainer)の実施

交通インフラ省所管の道路管理者及び性能規定型契約受注業者（受注予定業者を含む）向けに上記（2）（3）に関するセミナーを実施する。また長期専門家とともに TOT（実技を含む）を企画し、性能規定型維持管理契約のトレーナーの指導を行う。なお、セミナーは2回、TOTは4回（1回当たり3日間）を想定している。

【公共積算に係る事項】

(5) 公共工事实態調査の実施、集計及び分析

ケニア政府により実施されている性能規定型道路維持管理契約パイロットプロジェクトを主たる対象として、公共工事实態調査（公共工事労務費調査、公共工事歩掛調査等）を実施し（現地再委託可）、その結果を集計し分析する。

(6) 施工パッケージ型積算基準の作成及び性能規定型維持管理契約への適用

(5) で収集したデータを用い、受発注者双方の積算労力の軽減等を目的として我が国で試行導入された「施工パッケージ型積算基準」を参考に、ケニアの道

路維持管理工事を対象とした施工パッケージ型積算基準（案）及び積算マニュアルを作成する。なお、本基準に適用する工種は、主に性能規定型維持管理に必要なとなる項目とする。

(7) 公共工事積算に関するセミナー及びTOTの実施

上記(5)の公共工事实態調査を、発注者側技術者が継続的に実施できるよう指導することを目的として、上記(6)に係る取り組みについて実施機関及び関連機関を対象としたセミナーを実施する(2回を想定)。また長期専門家とともにTOT(実技を含む)を企画し、ケニアの発注者側技術者に対し、施工パッケージ型積算基準案(ケニア版)に係る積算技術を移転し、その浸透を図ることを目的としてTOTを実施する。なお、TOT回数は2回、1回当たり3日間を想定している。

【公共発注制度に係る事項】

(8) 公共工事発注制度(主に入札制度)における課題抽出

交通インフラ省所管の道路管理団体における道路工事等の発注制度(主に入札制度)について、その内容を把握すると共に、その課題を抽出する。

(9) 公共発注(入札制度)に関するセミナーの開催

我が国の公共工事で実施されている発注制度(業者登録、コリンズ・テクリス、入札時の実績工事成績の反映方法、総合評価落札方式など)について、ケニア国交通インフラ省所管の道路管理団体及びその他関連機関を対象として、実施・運用方法を具体的に紹介し、ポイントを解説する。

(10) 発注制度に関する改善点の提案

ケニア国交通インフラ省所管の道路管理団体における発注制度に関し、我が国の公共工事発注制度等を参考にして、改善点を提案する。

(11) 契約評価データの入札評価への活用方針検討

契約評価データの入札評価への活用方針を検討し、標準入札図書を適宜更新する。

【道路調査に係る事項】

(12) VIMSに係る指導

交通インフラ省所管の道路管理者に対し、VIMS 機器メンテナンス方法、VIMS を用いた IRI 測定方法、結果の解析及び評価に係る実技指導を行う。実技指導回数は3回、1回あたり2日間を想定している。さらに、同省が有する技術者認定制度あるいは KIHBT の研修コース等を活用して、VIMS 測定技術者として認定されるような仕組みを検討する。

(13) VIMS 測定結果を用いた IRI 管理レベルの設定

交通インフラ省所管の道路管理者が収集した IRI データを入手・解析し、(2)ウの検討結果を踏まえ、性能規定型道路維持管理契約における IRI 管理レベルを設定する。

(14) 道路の年間必要維持管理費用の試算

交通インフラ省所管の道路管理者が管理する道路の年間必要維持管理費用を試算し、長期的維持管理の視点から、予算配分の最適化に向けた提言を行う。

【報告書等に係る事項】

(15) プロジェクト業務進捗報告書の作成

7.(1) に示す通り、プロジェクト進捗内容をそれぞれプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCC 等で報告するものとする。

(16) プロジェクト活動ニュース案の作成補助

JICA 技術協力プロジェクトホームページに掲載することを目的として、2ヶ月に1回を目途として一般向けのプロジェクト活動紹介記事案及び画像資料に係る資料を作成する。

(17) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容（契約上の業務内容のみではなく、JICA が派遣する長期専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。同報告書は、JCC 等で報告するものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。タイミングに応じ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。本業務の成果品はプロジェクト業務完了報告書（和文・英文）とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	2014 年 4 月下旬	英文：10 部 CD-R：1 枚
プロジェクト業務進捗報告書	2015 年 1 月下旬	和文：5 部 英文：15 部 CD-R：1 枚
プロジェクト業務完了報告書	2015 年 10 月下旬	和文：5 部 英文：15 部 CD-R：1 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R 等）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

(イ) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文版に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画(WBS 等を活用)
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

以下の資料 (コンサルタントが直接作成するものに限らず、コンサルタントの支援のもとにカウンターパートが作成するマニュアル等を含む) を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクトの進捗に合わせて、プロジェクト業務進捗報告書/プロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 道路維持管理マニュアル (性能規定型契約改訂版)
- イ 契約監理及び契約評価マニュアル (性能規定型契約改訂版)
- ウ 性能規定型契約による道路維持管理工事を対象とした施工パッケージ型積算基準 (案) 及び積算マニュアル
- エ TOT に用いた講義資料
- オ その他 (本プロジェクトで作成したマニュアル類等)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS(Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務については、2014年4月の業務開始から2015年10月のプロジェクト終了までの20ヶ月間の予定である。2014年4月下旬にワークプランを作成し、2015年1月下旬にプロジェクト業務進捗報告書を作成し、2015年10月下旬にプロジェクト業務完了報告書を提出する。

参考情報として、現在プロジェクトの長期専門家が想定するスケジュールを別添に添付する。

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約 20.5M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア 総括／道路維持管理計画（3号）

イ 道路補修技術／積算（3号）

ウ 公共工事発注／契約監理

エ 道路状況調査

3. 相手国の便宜供与

(1) C/P の配置

(2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料及び参考資料

(1) 配布資料

- ア ケニア共和国道路メンテナンスの外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト長期専門家派遣（チーフアドバイザー／道路維持管理計画／人材育成）専門家業務完了報告書
- イ ケニア共和国道路メンテナンスの外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト長期専門家派遣（業務調整／道路点検／施工監理）専門家業務完了報告書
- ウ Cost Estimation Manual for Road Maintenance Works
- エ Standard Tender Document for Procurement of Road Maintenance Works under Performance Based Term Contract
- オ Standard Tender Document for Procurement of Road Maintenance Works under Unit Rate Based Term Contract
- カ Supervision and Contract Evaluation Manual for Road Works
- キ Road Maintenance Manual
- ク 2013年8月2日付の協力延長に係る Minutes of Discussion

(2) 参考資料

*以下の報告書について、JICA 図書館よりダウンロード可能のため各自参照のこと。

ケニア共和国 道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジ

エクト事前評価調査報告書（2010年1月13日付 Record of Discussion(R/D)を付属資料として掲載）

5. 機材の調達

VIMS システムについては携行機材として1台をコンサルタントが調達することとする。

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することができるが、現地傭人により実施することでも差支えない。

(1) 道路種別道路状況調査

(2) 公共工事实態調査（公共工事労務費調査、公共工事歩掛調査等）

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. 別見積もり

上記「6. 現地再委託」については別見積もりとする。また、セミナー及びTOTにかかる資料・材料等にかかる費用も別見積もりとする。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全への配慮

JICA ケニア事務所との連携を密にし、JICA の定める安全対策措置に従うとともに、安全確保に最大限の注意を払う。

以上

別添 概略工程案

項目	平成26年												平成27年										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
(1) ワークプランの作成	▲																						
【施工監理に係る事項】																							
(2) 性能規定型契約における道路維持管理レベルの設定																							
ア ケニア国内における各種道路状況調査																							
イ 課題の抽出及び管理レベルの設定																							
ウ VIMSによるデータ活用可能性検討等																							
エ 道路メンテナンスマニュアル改訂																							
オ 工事監督及び契約評価マニュアルの改訂																							
(3) 各種道路の維持管理・補修方法等の提案																							
(4) 上記(2)(3)に係るセミナー及びTOTの実施																							
【公共積算に係る事項】																							
(5) 公共工事実態調査の実施、集計及び分析																							
(6) 施工パッケージ型積算基準の作成および性能規定型維持契約への適用																							
(7) 公共積算に関するセミナー及びTOTの実施																							
【公共発注制度に係る事項】																							
(8) 公共工事発注制度における課題抽出																							
(9) 公共発注(入札制度)に関するセミナーの開催																							
(10) 発注制度に関する改善点の提案																							
【道路調査に係る事項】																							
(11) 簡易IRI測定器(VIMS)に係る指導																							
(12) VIMS測定結果を用いたIRI管理レベルの設定																							
(13) 道路の年間必要維持管理費用の試算																							
【報告書等】																							
(14) プロジェクト業務進捗報告書の作成																				▲			
(15) プロジェクト活動ニュース案の作成補助																				随時			
(16) プロジェクト業務完了報告書の作成																				▲			

※色つき部分は、全期間に団員をアサインするという意味ではなく、時期実施の目途として示している。